

きょうせい じつげん し おこなとりくみ
共生のまち実現のため市が行う取組

● 理解促進

障がいや障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を推進します。

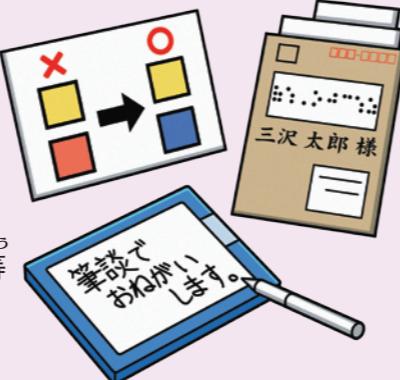
例 出前講座、ケーブルテレビでCM放送など



● 情報の取得、意思決定および意志疎通の支援

障がいのある人が情報を取得しやすいように、障がいの特性に配慮した情報の提供と意思疎通手段の普及をします。

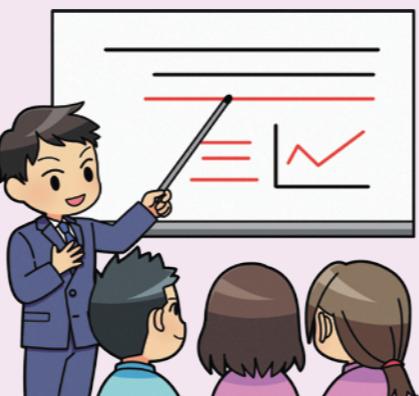
- 例
- 1 送付文書:点字、音訳、音声コード、拡大文字、ルビ、平易な表現等
 - 2 案内表示:色覚に障がいがある方に配慮した配色、絵図等
 - 3 窓口業務:筆談ボード、コミュニケーションボード、代筆等



● 就労や雇用への支援

障がいのある人がその能力に応じた職業に就き、継続して働けるように支援します。

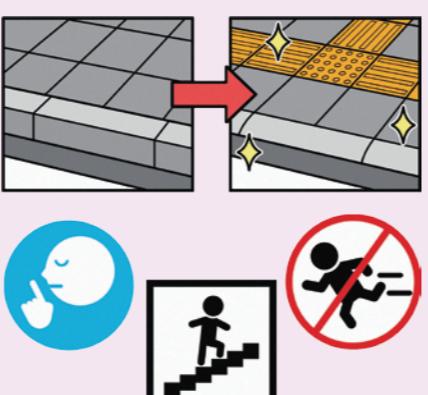
例 雇用する事業者の障がい理解の不足から、障がいのある人が継続的に就業できなくなるないように事業者対象研修を開催



● 移動手段等に対する支援

障がいのある人が移動による心身の負担が軽減されるよう、便利で安全な交通手段の提供に努めます。

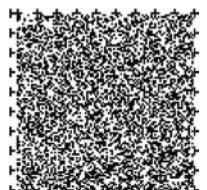
- 例
- 1 車いすや視覚に障がいのある人等が安全に通行できる道路の整備
 - 2 知的障がいのある人が理解しやすい掲示物等の整備



お問い合わせ

みさわしふくしふしょうがいふくしか
三沢市福祉部障害福祉課

〒033-0011 三沢市幸町三丁目11番5号
電話 0176-51-8772 (直通) FAX 0176-53-2266
Email : msw_katei@misawashi.aomori.jp



きょうせい

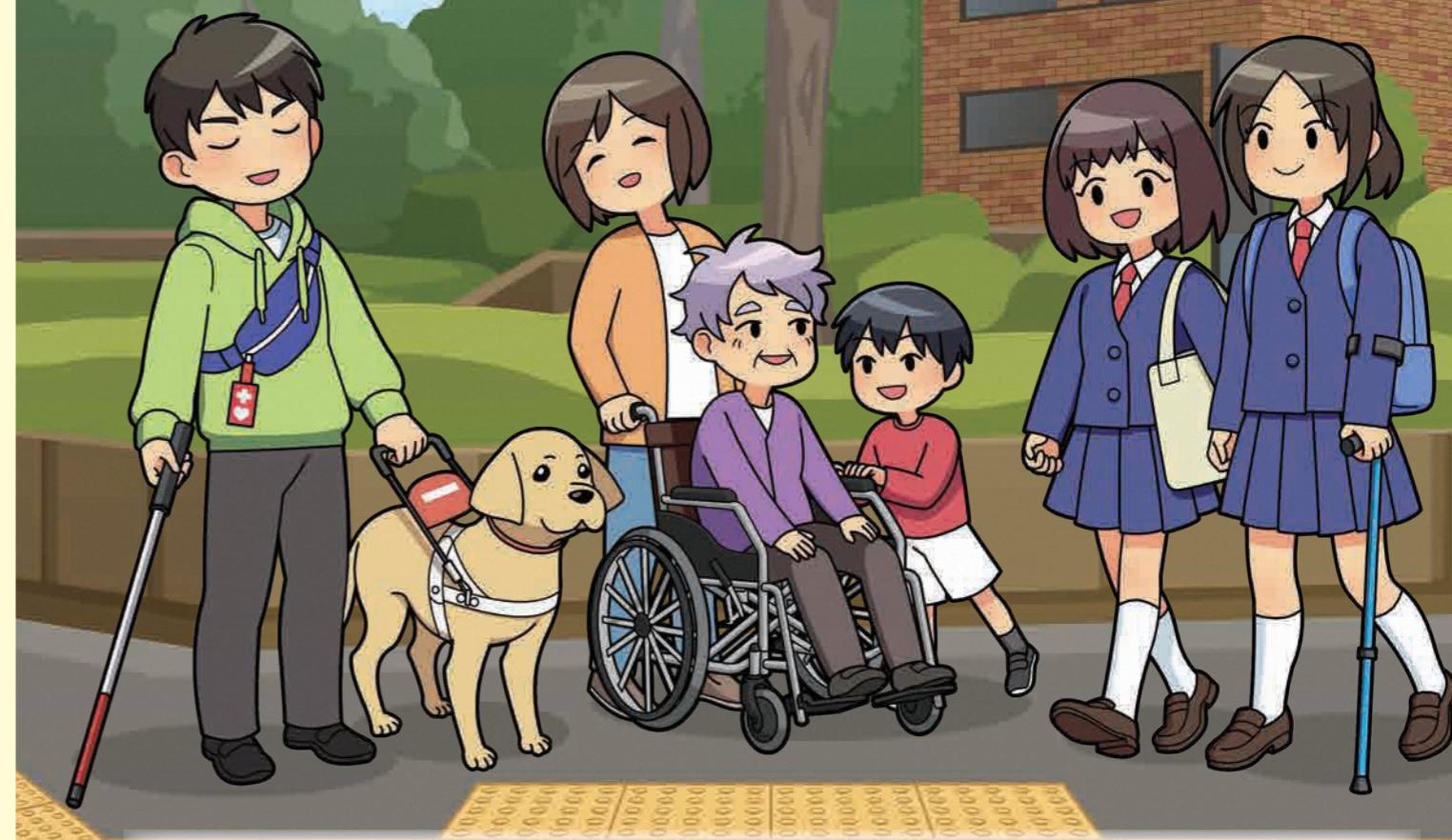
はぐく

じょうれい

共生のこころ育む条例

みさわしふくしふしょう ひとしあわく くきょうせい
～三沢市障がいのある人もない人も幸せに暮らせる共生のまちづくり条例～

れいわねんがつにちしこう
令和2年4月1日施行



わたしたちの身のまわりには、障がいのある人にとて利用しにくい建物や設備、交通手段、教育、就労、情報、さらには障がいに対する無知や無関心など、社会参加を妨げる障壁（社会的障壁）が今なお存在しています。社会的障壁を取り除き、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるとともに、障がいのある人が自ら意思決定し、伝えられるよう、市、事業者及び市民が支援することによって、誰もが安心して暮らし、幸福を追求することができる共生社会の実現を目指し、三沢市障がいのある人もない人も幸せに暮らせる共生のまちづくり条例（通称「共生のこころ育む条例」）を制定了しました。

※このマークは、音声コードです。

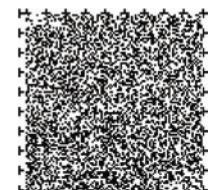
じげん ひつよう
事前にアプリをインストールしておく必要があります。

Uni-Voice Blind

いつばんむ しゃくじゅう しゃむ
スマホアプリは、一般向け「Uni-Voice」と、視覚障がい者向け「Uni-Voice Blind」があります。



みさわし
三沢市
MISAWA CITY



Uni-Voice

三沢市を“みんなが幸せに暮らせる共生のまち”にするには

しょうりゅう さべつ きんし 障がいを理由とする差別の禁止

障がいのある人に対して、正当な理由がなく、障がいを理由として、権利利益を侵害する行為をしてはいけません。

- 例 ▶ 車いすであることを理由に乗車、入店を拒否する。
- ▶ 必要がないのに同行者を求めたりする。
- ▶ 障がいがあることを理由に各種契約を拒否する。



ごうりてきはいりょ ていきょう 合理的配慮の提供

障がいのある人から社会的障壁の除去を求められたときは、大きな負担とならない範囲で、必要な配慮をすることです。

- 例 ▶ 手話、点字、筆談、読み上げなど、障がいの特性に合わせたコミュニケーション手段を用いる。
- ▶ 車いす利用者が段差を上るときに補助をする。



しゃかいてきしょうへき 社会的障壁ってなに？

障がいのある人の日常生活や社会生活で、社会参加を妨げる事物、制度、慣行、観念などです。

- 1 事物
例 ▶ 利用しにくい施設、設備など
例 ▶ 車いすで通れない狭い入口など



- 2 制度
例 ▶ 利用しにくい制度
例 ▶ 障がいがあることによって制限される資格・免許など

- 3 慣行
例 ▶ 障がいのある人の存在を意識していない慣習や文化等
例 ▶ 知的障がい者にとってわかりづらい文書など

- 4 観念
例 ▶ 障がいや障がいのある人への偏見など
例 ▶ 「障がいのある人は、○○できない。」という決めつけや態度

しじぎょうしゃ しみん 市・事業者・市民がすべきこと

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| 市の責務 | 1 障がいや障がいのある人に対する市民の理解促進を図る。 |
| 事業者の責務 | 2 障がいを理由とする差別を解消するための施策を実施する。 |
| 市民の責務 | 3 障がいのある人の権利を尊重するための施策を実施する。 |
| | 4 合理的配慮の提供をする。 |

- | | |
|---------------|----------------------------|
| 事業者の責務 | 1 障がいや障がいのある人に対する理解を深める。 |
| 市民の責務 | 2 市が実施する共生社会実現のための施策に協力する。 |
| | 3 合理的配慮の提供に努める。 |

- | | |
|---------------|----------------------------|
| 市民の責務 | 1 障がいや障がいのある人に対する理解を深める。 |
| 事業者の責務 | 2 市が実施する共生社会実現のための施策に協力する。 |
| | 3 事業者が行う共生社会実現に向けた取組に協力する。 |

しょうりゅう さべつ たい そうだんたいせい 障がいを理由とする差別に対する相談体制

市は、障がいのある人やその家族等が、障がいを理由とする差別などについて相談に応じる体制をつくります。また、相談体制による解決が困難な場合に、助言またはあっせんについて審議する「三沢市障がい者差別解消調整委員会」を設置します。

